

## 社会福祉法人呉福社会役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人呉福社会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

### (役員等の報酬)

第3条 役員等が法人の理事会、評議員会に出席又は監事による監査の実施等、法人の業務に従事したときは、別表1に定める報酬をその都度、支給する。  
ただし、理事長及び常務理事には支給しない。

### (理事長及び常務理事の報酬)

第4条 役員等のうち理事長及び常務理事に対して、別表2に定める月額報酬を支給する。

2 月額報酬の支給方法及び支給日は、社会福祉法人呉福社会職員給与規程第3条及び第4条の規定を準用する。

### (旅費)

第5条 役員等が、法人の業務のため出張する場合は社会福祉法人呉福社会旅費規程により旅費を支給する。その場合、報酬は支給しない。

### (適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

### (公表)

第7条 法人は、この規程を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。
- 1 平成29年6月13日一部を改正し、同日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人呉福社会役員等費用弁償規程は廃止する。

別表1 (第3条関係)

区 分	報 酬 の 額
理 事	1日につき 5,000円
監 事	1日につき 5,000円
評 議 員	1日につき 5,000円

別表2 (第4条関係)

区 分	報 酬 の 額
理 事 長	月 額 30,000円
常 務 理 事	月 額 20,000円